

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行おうとする）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第1項の規定により、同条第2項に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後の支援業務の開始予定年月日
- 2 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先
- 3 支援業務を行おうとする区域
- 4 支援業務の対象とする要配慮者

5 実施する支援業務

変更前	変更後	
☐	☐	登録住宅入居者の家賃債務の保証
☐	☐	住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助
☐	☐	賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助
☐	☐	賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供
☐	☐	残置物処理等業務
☐	☐	その他附帯業務

添付書類一覧 ※新たに行う業務に係る書類を提出すること

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請に係る意思決定を証する書面
- (3) 法人の支援業務の実施に関する計画書
 - ・ア 組織、人員及び運営に関する事項 (別添1)
 - ・下記イからオに該当する事項 (別添2)
 - イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
 - ウ イのうち、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項
 - エ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
 - オ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
- (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面 (別添3)
- (5) 前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面 (別添4)
- (8) 申請以前に行っている法第62条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面
- (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (10) 申請者が法第63条第1項に規定する債務保証業務、法第64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務及びこれらに附随する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書面
- (11) 申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し
- (12) 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書 (別添5)
- (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面

別添 1

年 月 日

ア 組織、人員及び運営に関する事項

法人の名称	
所在地	
職員数	
組織図	
沿革	年月 ～ 年月
支援業務を実施 する部署	
支援業務を実施 する職員数	常勤 非常勤

別添2

イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に ☒) ☐ 登録住宅入居者の家賃債務の保証 ☐ 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 ☐ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 ☐ 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 ☐ 残置物処理等業務 ☐ その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--

別添 3

年 月 日

役員の氏名及び略歴

[illegible]

別添 4

支援業務以外の現に行っている業務の概略

支援業務以外の 現に行っている 業務の概略	
支援業務以外の 業務の実施方法	(該当するものに☑) ☐ 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする ☐ 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する ☐ 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない ☐ 上記業務に干渉されことなく支援業務を公正に実施する ☐ その他

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当 是、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。
- 9 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。）
- 11 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反している。

法人の所在地：

法人の名称：

代表者氏名：